

## 化学物質過敏症訴訟をめぐる問題点 — 不法行為を中心に —

### An Analysis of Cases on Chemical Sensitivity: Focusing on Tort Cases

小島 恵  
KOJIMA Megumi

#### —目次—

はじめに

1. 初期の判例の推移
  - 1) 訴訟の形態
  - 2) 損害の発生
  - 3) 因果関係の存在
  - 4) 過失の有無
  - 5) 考察—新たな問題点
2. 杉並病原因裁判の特徴とその射程
  - 1) 事件の概要
  - 2) 裁定の要旨
  - 3) 特徴と射程
3. 寝屋川発プラ施設操業差止訴訟
  - 1) 事件の概要
  - 2) 大阪地裁平成 20 年 9 月 18 日判決
  - 3) 大阪高裁平成 23 年 1 月 25 日判決
  - 4) 考察

おわりに

はじめに

化学物質過敏症は、最初にある程度の量の化学物質に暴露されるか、低濃度の化学物質に長期間反復暴露されて一旦過敏状態になると、その後同じ化学物質への接触による過敏反応が極めて微量 (ppm(100 万分の 1) から ppt(1 兆分の 1)) で起こってくる症例である<sup>1</sup>。

症状は、神経、内分泌、免疫、循環器など様々な部分に発現する。具体的には鼻炎等の粘膜刺激症状、気管支炎、胃腸症状（腹痛、下痢など）、自律神経症状（関節痛、微熱、臭いに異常に敏感、動悸など）、中枢神経症状（頭痛、不眠、うつ、めまいなど）、皮膚疾患、慢性疲労症候群など多岐にわたる。このため診断も難しく、神経機能検査のみが診断に利用できる確実な客観的方法であり、問診が一番重視される。新築建物に使われている化学物質に暴露することで発症するシックハウス症候群は化学物質過敏症の一例ともいわれるが、シックハウス症候群の発症に前後して化学物質過敏症を併発することも多いとされ、いずれにしても一旦発症すると通常の環境で日常生活を送ることが非常に困難になる。

化学物質過敏症をめぐる訴訟は1990年代から増えてきたが、当初は「化学物質過敏症」の存在そのものが争点になった。すなわち、原告らは「化学物質過敏症を発症した」と主張するが、そのような疾病はまだ学界でも確認されておらず、診断方法も確立していないため、損害とは認められない例が相次いだのである。時代が下り、「化学物質過敏症」という疾病が一般にも周知されるようになるとともに訴訟も増加したが、その過程で①原告は化学物質過敏症を発症しているか（損害の発生）、②原告の健康被害と原因とされる化学物質との間に因果関係があるか、③被告の過失の有無、それぞれの立証について多くの困難な問題が認識されてきた。

まず、①損害の発生については、化学物質過敏症の症状は多様かつ非特異的であること、発生機序など医学的にも未解明な点が多いこと、従って化学物質過敏症と断定的に診断するのが困難であること、などが訴訟上問題となってきた。

さらに、②因果関係については、当該化学物質の有害性に科学的不確実性があること、化学物質の排出から到達を証明することが非常に困難であること、化学物質過敏症の発生機序が解明されていないこと、問題とされている発生源以外の要因がありうること（他の発生源や被害者が持つ各種アレルギー・過敏症など）、が問題となる。

また、③過失の有無についても、行為者に予見可能性がない（科学的知見の確立時期の問題）、結果回避 possibilityがない（代替物の利用可能性）、被害者の素因の存在、法律上の規制がない・違反していない（使用禁止ではなかった、行政水準に適合していた）、予防対策を取っていた、などの理由で否定的な判断がされることが多い。

これらの高いハードルゆえに被害者の主張が受け容れられないことが多い一方でしかし、過失の判断において事業者に高度の注意義務を課すものや、被害の原因となった物質を特定せざとも因果関係を認める（杉並病原因裁定）など、近年では画期的な判断も出てきている。こうした流れを受けて、化学物質過敏症訴訟における原告の負担が軽減されることがのぞまれたが、目下争われている大阪府寝屋川の廃プラ施設をめぐる紛争はそうした希望を裏切るように推移している。本稿では初期の判例を確認して問題点を明確にしたうえで、杉並病原因裁定の特徴およびその射程を検討するとともに、寝屋川廃プラ施設差止訴訟を批判的に考察する。

## 1. 初期の判例の推移

### 1) 訴訟の形態

化学物質への暴露による健康被害をめぐる多様な訴訟の嚆矢となったのがジョンソン・カビキラー事件（東京地判平成3年3月28日判時1381号、東京高判平成6年7月6日判タ856号）である。事案の性質としては製品事故であったが、製造物責任法が成立する前であったために、製品の製造会社が不法行為責任を問われたものである。原審は被告ジョンソン株式会社の過失について、「被告は、カビキラーの製造、販売に当たり、人の生命、身体、健康に被害を及ぼさないよう注意すべき義務を負っていると解するのが相当であ」り、また被告は「カビキラーが場合によりひとの気道に対して傷害を生ずるなどの健康被害を与えるおそれのあることを予見することは可能であった」として、カビキラーの製造、販売に当たって被告には「注意義務を懈怠した過失があったものと認められる」として不法行為の成立を認めた。ただし原審においても原告の主張する慢性気管支炎等の慢性疾患への罹患は認定されず、損害と認定された咳等の健康被害にかかる治療費等も相当因果関係のある損害とはいえないとして、慰謝料が認められたにすぎない。さらに控訴審はカビキラーの使用によって損害賠償請求の根拠となるような健康被害が生じたとは認められないとして原告の請求を棄却した。

その後90年代後半に入ってから、住宅をめぐっての「シックハウス訴訟<sup>2</sup>」が頻発することになる。これらの訴訟は大別して①賃貸人や販売者に債務不履行又は不法行為又はその両方に基づき損害賠償を請求するものと、②建物の売買契約の取消し、契約の錯誤無効、瑕疵担保責任等で責任を追及するものに分かれる。①に属するものとして、例えば建物賃借人が室内に揮発した化学物質により健康被害を生じたとして賃貸人に債務不履行に基づき損害賠償を求めた横浜地裁平成10年2月25日判決<sup>3</sup>（因果関係は認めるも過失否定）、注文住宅の注文者が住宅内の化学物質により化学物質過敏症に罹患したとして請負業者に不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めた札幌地裁平成14年12月27日判決<sup>4</sup>（因果関係は認める<sup>5</sup>も過失否定）、増築工事を行った被告が床下処理に環境配慮型クレオソート油Rを使用したことにより化学物質過敏症を罹患したとして債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償を請求したさいたま地裁平成22年4月28日判決<sup>6</sup>（請求棄却）、などがある。②に属するものとしては、「環境物質対策基準に適合した住宅」と表示して販売されていたマンションの購入者が瑕疵担保責任に基づく契約解除を求めた東京地裁平成17年12月5日判決<sup>7</sup>（瑕疵担保責任に基づく契約解除を認める）、マンションの床材に、売買契約の締結及びマンションの建築後の法改正により使用が禁止されたJIS企画E2相当の建築材料が使用されていたことが住宅の瑕疵にあたるとして損害賠償を請求した東京地裁平成22年5月27日判決<sup>8</sup>（瑕疵にはあたらないとして請求棄却、なお不法行為責任も否定）などがある。

そして化学物質過敏症をめぐる訴訟は、住宅関連のものにとどまらず、大きな広がりをみせていく。例えばジョンソン・カビキラー事件と同様に、③製品の使用により化学物質過敏症に罹患したとして不法行為、債務不履行、製造物責任に基づき損害賠償を請求するものがある。東京高裁平成18年8月31日判決<sup>9</sup>は、原告が化学物質過敏症を罹患したことを見出し、その症状は被告が販売し原告が使用していたストーブから発生した化学物質

により生じたものであることを認めた。

また、④労働者が勤務に際して化学物質に暴露し化学物質過敏症を発症したとして雇用者の安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求するものがでてくる。例えば社屋の改装工事で使用された内装材料からホルムアルデヒドが発生し化学物質過敏症に罹患したとして損害賠償を請求した大阪地裁平成18年5月15日判決<sup>10</sup>とその控訴審である大阪高裁平成19年1月24日判決<sup>11</sup>（ともに請求棄却）、病院に勤務している原告が検査器具を洗浄する際に使用する消毒液に含まれる化学物質の影響で化学物質過敏症に罹患したとして安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した大阪地判平成18年12月25日判決<sup>12</sup>（一部認容、一部棄却）、仮設棟に移転したことに伴い間もなくシックハウス症候群又は多種化学物質過敏症を発症いたとして安全配慮義務違反による損害賠償を求めた東京高裁平成24年10月18日判決<sup>13</sup>（使用者の責任を肯定）などがある。

さらには、⑤国家賠償訴訟が提起されるケースもでてきている。宮崎地裁平成24年7月2日判決<sup>14</sup>は、県知事が森林病害虫等防除法に基づいて行った薬剤の散布により散布区域の周辺住民が化学物質過敏症を罹患したとして損害賠償を請求した事案である（相当因果関係を否定）。

そして⑥原因物質を排出していると思われる施設の操業の一時停止や差止を求めるものもある。裁判例ではないが、いわゆる「杉並病」をめぐって施設の一時差止を求めていた申請者らの症状につき原因物質を特定せずに当該施設が原因施設であると認定した平成14年6月26日公害等調整委員会裁定（以下では一般的な呼称である「杉並病原因裁定」の語を用いる）が著名であるが、最近では大阪府寝屋川の廃プラ加工施設の周辺住民が人格権に基づき施設の操業差止を求めたものがある（大阪高裁平成23年1月25日判決。請求棄却）。これらについては第2節及び3節で詳しく検討する。

シックハウス訴訟に関する先行研究においては訴訟形態ごとに検討をしていたが、本稿ではシックハウスに限らず化学物質過敏症が争われる訴訟が増加してきたことに鑑みて、「化学物質過敏症が争われた事案」を広く検討対象とする。そのうえで、特に不法行為責任の要件である損害の発生、因果関係、過失の有無の判断に焦点をあてるが、債務不履行責任や瑕疵担保責任で争われた点に関する判断も重要なものは検討の対象に加えていく。

## 2) 損害の発生

化学物質による健康被害の病像に関して難しい点が多いことは水俣病を想起すればよいだろう。特に症状が軽微であったり、外部からは容易に判別できないような場合には法的な認定はさらに困難になる。化学物質過敏症への罹患を理由に訴えを提起するに際してもまず問題となるのが、原告が主張する症状が存在するか、そしてそれが「慢性疾患」や「化学物質過敏症」として認定されるか否かである。カビキラー判決を契機として示された製造物責任に関する能見善久教授の類型論によれば、化学物質による健康被害は被害の存在を証明することが困難な場合（被害証明困難型）に属する<sup>15</sup>。さらにこの困難は、小規模で比較的軽微な被害として、被害者本人以外は認識不能な場合（相対的に被害軽微・被害者以外認識不能・証明困難型）顕著となる<sup>16</sup>。

実際に化学物質過敏症をめぐる一連の訴訟の中でも被害証明の困難さゆえに損害として認定されない事例が相次いだ。因果関係や過失について証明責任の緩和が学説上も判例

上も試みられているが、被害の存在を推定するものは立法論としても存在しないことが指摘されており<sup>17</sup>、化学物質過敏症をめぐる訴訟の困難さは解消されない。

前述のジョンソンカビキラー事件第一審判決は、原告の主張した慢性気管支炎は認めなかったものの、使用直後の急性疾患についてはこれを認め、カビキラー使用との因果関係及び製造・販売にあたっての被告の過失も認めて不法行為責任に基づく賠償を命じた。しかしながら、控訴審においては「原告がカビキラーを使用したことによって生じた症状は、不快感を伴うようなものであるにせよ、こうした製剤を使う際にありがちな一過性の症状<sup>(ママ)</sup>を出るものであったとまでは認めがたく、不法行為に基づく損害賠償請求の根拠とし得るほどの健康被害を受けたと認めるることはできない」、として原告の主張を全面的に退けた。原告は控訴審において、慢性気管支炎に罹患したことが認められないとしても、(複合)化学物質過敏症に罹患した旨主張したが、この点について判決は以下のように述べた。すなわち、化学物質過敏症は、宮田意見によれば原告の主張する症状と「カビキラーの吸引との間の関連を合理的に説明するに当たって考えられる一つの見解であると評することができ」るが、「一部の学者の研究上の仮説であり、未解明の分野であって、その診断基準も確立されておらず、宮田意見は問診だけに頼ったもので、医学的裏付けに乏しく、信頼性に疑問があるという意見もあることが認められる。」

このような判断は初期の判例の特徴である。すなわち、いわゆる「化学物質過敏症」といわれる症状はあるが、それについての科学的知見は未確立であり、健康被害とは認められないというのである。そして科学的知見の確立時期は、被告の過失判断にも影響する(後述)。

科学的知見の確立が損害の認定にかかわるのであれば、知見の成熟とともに損害として認められやすくなるはずである。実際に後述する平成14年の杉並病原因裁判以降、化学物質過敏症といわれる症状が存在するという事実を否定的に評価する判例はほとんどない<sup>18</sup>。例えば前掲札幌地裁平成14年12月27日判決は、「化学物質過敏症」については賛否両論存在し、またその発生機序についてはほとんど解明されていないことを指摘しつつも、「化学物質過敏症」と考えられる症状を否定することはなく、医学的に未解明なことが多いことは損害の事実認定を妨げるものではないとした<sup>19</sup>。

その後は「化学物質過敏症」という疾病の存在自体が争われることはまれになり、損害についてはもっぱら原告が化学物質過敏症に「罹患しているか否か」が争点となった。そして、①国際的なガイドライン等に則った専門医の診断、②他原因の不存在、という事実が認定されれば化学物質過敏症への罹患という損害の発生は以前よりは認められやすくなった。ただし、②他原因としては段々と多様なものが挙げられるようになり、この点は因果関係との関係でも大きな問題となっている(後述)。

### 3) 因果関係の存在

原告の健康被害が認定されたあとに問題となるのは、建物への入居・製品の使用・排出された化学物質等と損害の発生に因果関係が存在するか否かである。ジョンソンカビキラー判決の当時は製造物責任の立法化の動きがあったこともあり、因果関係の推定に関して大きな議論をよんだが、因果関係の推定規定があったとしても、本件のような一回的事故の場合にはそれを利用することができない可能性が指摘されていた<sup>20</sup>。

その後シックハウスが争われた初期の判例の傾向分析から、因果関係の認定においては、①人体に対して有害な化学物質が存在したか、②化学物質への暴露と発症との時間的接着性があるか、③現実に暴露があったかどうか、④他の原因因子は存在しないか、⑤化学物質との因果関係を矛盾なく説明できるかどうか、などの点が総合的に検討されることになるといわれている<sup>21</sup>。例えば前出の東京高裁平成18年8月31日判決は、「ストーブのガード部分には有機塗料が塗布されており、高温に加熱されることによって化学物質が発生するものであったこと」、「発生する化学物質には人体にとって有害なものが多く含まれていたこと」、使用状況は「化学物質に直接的に暴露されやすい状況であったこと」、控訴人に生じた症状は「本件同型ストーブから発生する化学物質によって人体に生ずるとされる症状と矛盾がないこと」、などから控訴人の症状は「本件ストーブから発生した化学物質により生じたものであり、控訴人は、慢性症状として、化学物質に対する過敏症を獲得したものと認めるのが相当である」として因果関係を認めた。

他方で、被害者にアレルギーや他の過敏症があること・心因的なストレスなどが考えられることなどから他原因が疑われる場合や、化学物質の濃度や暴露期間からみて健康被害を生じさせるとは考えにくい場合、飛散実験等の結果暴露量が少ないことが証明されたような場合<sup>22</sup>には、因果関係は否定されることになる。大阪地裁平成24年12月26日判決<sup>23</sup>は改修後の職場においてトルエンに暴露したことにより、業務に起因して化学物質過敏症を発症したとして労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付の支給を求めたものの、不支給処分を受けたため、処分の取消しを求めた事案である。判決は、原告らが健康に被害を及ぼす程のトルエン暴露を受けたことを認めることはできず、また原告らが主張する各種の症状はトルエン暴露による特異的な症状ではなく、かぜ、アレルギー、体調不良などによっても生じ得る症状であること、心因的な理由により過敏反応を生じている可能性も否定できないことなどから、原告らは化学物質過敏症を発症しているとはいはず、また仮に発症しているとしても、トルエン濃度と暴露期間から考えて被害との間に相当因果関係があるとは認められない、として原告らの請求を棄却した。

ところで、解明途上の疾病が問題となったり、製品が新たな用途・仕様・性能等のものであったりする場合には、損害賠償訴訟が科学裁判の様相を呈することが指摘されている<sup>24</sup>。高度な科学的知見が必要なケースにおける因果関係の証明については重要な先例としてルンバール判決があるが、これについての理解も一様ではない。升田純教授は、ルンバール判決を科学・技術的な知見にかかわらず損害賠償責任の要件を判断することができると理解するのは的確ではないとし、高度な科学・技術的な知見が判断に関連する訴訟においては、科学・技術の専門家の知見を得て審理、判断が行われるべきであり、そのような制度上の枠組みが必要である、と指摘する<sup>25</sup>。他方、新美育文教授は、自然科学によって得られたものも含むすべての経験則に基づいて高度の蓋然性を証明することが必要かつ十分であり、化学物質過敏症のような解明途上の疾病の場合科学論争は必至となるが、科学はその固有の論理から、その知見のもつ誤差について厳格な態度をとるのが一般であるものの、法がそれにそのまま従う必要はなく、法としてどの程度の誤差を許容するのかを明らかにしたうえで当該科学的知見を採用するかどうかを判断すれば十分というべきである、とする<sup>26</sup>。確かに科学的知見を度外視して因果関係や過失の判断をすることは許され

るべきではないが、科学的な証明と法的な証明は異なるものであり、科学的に確実な判断ができないことを理由に法的な因果関係を否定すべきではないと考える。なお、これらの訴訟においてはいずれも原告の立証責任の緩和は行われていない。

#### 4) 過失の有無

化学物質過敏症という疾病の認知が広まったことで損害の発生や因果関係は認められやすくなったといえるが、過失の有無は依然として大きなハードルである。典型的なのは、比較的初期のものである前掲の横浜地裁平成10年2月25日判決である。本件では建物賃借人が入居後に化学物質過敏症に罹患したとして貸主に対して債務不履行に基づく損害賠償を請求した。判決は発症と入居の時間的接着性や他原因の不存在などを理由に、本件建物の建材等から発生する化学物質により原告が化学物質過敏症を発症したと認定した。しかし、被告の過失については、貸主には建物を健康上良好な居住環境において提供すべき義務があるものの、①化学物質過敏症がごく最近注目されるようになったものであり、建築当時の平成5年6月ころの時点において、その施主ないし一般の施工業者が化学物質過敏症の発症の可能性を現実に予見することは不可能ないし著しく困難であったこと、②化学物質を含む新規建材等を全く使用せずに建物を建築するといったことは経済的見地からも極めて困難であること、③化学物質過敏症の発症は各人の体質等にも関係するものであるから、被告が化学物質過敏症の発症を予見し、これに万全の対応をすることは現実には期待不可能であったこと、などを理由にこれを否定した。

本判決が述べた、①新しい疾病であるゆえ予見が困難であること、②微量な化学物質でも発症する可能性があるため完全な対策をとるのは経済的に期待不可能であること、③発症は個別の事情に依存するため予見が困難であること、は過失の判断において大きな役割を果たしている。①との関連では、例えば東京地裁平成15年5月20日判決<sup>27</sup>は、化学物質過敏症の発症と漏水事故の対処法として塗布されたクレオソート油との因果関係は認めたが、「クレオソート臭の吸引による結果の予見の範囲は、一時的な頭痛等や吸引自体による直接的な神経症状を来す事であり、これ以上に、原告らが化学物質過敏症となり、前記認定のような慢性的疾患に罹患するという結果まで予見し得たとまでは直ちに認めたい」として施工業者の過失を否定した。

このような過失の判断については、具体的結果についての予見可能性は不要であり、人の生命・身体に対し何らかの危害を及ぼすのではないかという一般的な不安、つまり「危惧感」があれば、情報収集義務として、この危惧感を打ち消すための注意義務が業者（住宅販売会社、施工業者等）に課され、健康を損なうことのないように万全の対応が求められ、これを怠った場合には過失が認められるべきだとの指摘がある<sup>28</sup>。こうした予見義務の対象（及び予見可能性）の柔軟化・抽象化の方向は、民事過失論の展開が危険責任・報償責任の原理を取り込んだ過失の高度化の流れにあることからすれば、（刑事過失論とは異なり）民事過失論と親和性があるとされる<sup>29</sup>。

また、予見可能性との関係では、当該化学物質について法令上の規制基準や、環境基準・指針値などが設定されているか否かも重要な要素になる。例えばシックハウス症候群の代表的な原因物質とされるホルムアルデヒドについて厚生省は、平成9年に指針値を発表し、平成12年には「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」と

する通達を公表した。その後平成14年にはホルムアルデヒドを含む13物質について指針値が設定された。また、平成12年には住宅の品質確保の促進等に関する法律が施行され、住宅性能評価書の性能表示項目にホルムアルデヒド対策が含まれた。さらに平成15年7月には改正建築基準法が施行され、ホルムアルデヒドに関する建材・換気設備の規制が始まる。こうした規制の進捗状況に応じて、ア) 平成8年以前、イ) 平成9年から平成15年6月、ウ) 平成15年7月以降、の三つの時期に分けて過失の検討する見解がある<sup>30</sup>。すなわち、ア)においては特別の事情のない限り施工業者等に過失があったと判断することは難しいが、イ)においては業界水準を満たさない建材が使用されていた場合には原則として過失が認められ、ウ)にいたっては法規制による使用制限を遵守していなければそれだけで結果回避義務違反が肯定できる<sup>31</sup>、とする。

さらに問題が複雑になるのは、当初使用が認められていた資材・物質等が、その後の法改正により禁止された場合である。冒頭でも紹介した東京地裁平成22年5月27日判決<sup>32</sup>は、同じくホルムアルデヒドへの暴露より化学物質過敏症を発症したとして瑕疵担保責任及び不法行為責任に基づき損害賠償を求めて提訴した事案である。争点となったのは、①売買契約の締結及び建物の建築時には規制がされていなかった床材の使用が住宅の瑕疵にあたるかという点、並びに、②漏水防止の修補工事の際に放散するホルムアルデヒドが室内に流入しないように配慮すべき注意義務を施工業者が負うか、という点である。判決では①につき、禁止された床材は建築当時法令上禁止されていなかったことや、ホルムアルデヒド濃度のサンプル調査の結果は旧厚生省が平成9年に提案していたホルムアルデヒド濃度の指針値<sup>33</sup>をわずかに上回る程度であったことなどを理由に、本件床材が使用されていたことは住宅の瑕疵には当たらないとした。また②については、本件修補工事時点で、本件床材が高濃度のホルムアルデヒドを放散し続けていたということはできないし、コンクリートく体と仕上げ剤との間の空隙内にホルムアルデヒドが高濃度の状態で滞留していたということもできないのであるから、被告である不動産販売会社及び工事の施工業者は、ホルムアルデヒドが室内に流入しないように配慮すべき注意義務を負っていたとはいえない、として原告らの請求をいずれも棄却した。

しかし、専門業者が最新の知見・技術に関する情報に接することが容易であることなどからすれば、より高度の注意義務を負うべきであるとも考えられる。結果回避義務についても、予見義務を介した予見可能性が認められたときの加害者側の行為義務としては様々なものが観念できることが主張されている<sup>34</sup>。すなわち、情報収集・調査義務のほか、人体への健康被害が疑われる段階で被害者を危険から遠ざけるための各種の行為義務、被害者の健康被害状況を確認し被害の拡大を防止するための情報収集・分析義務、被害者に検査・診療その他の医療措置を受ける機会を提供する義務、被害者の健康状態を追跡する義務、専門的機関と連携して被害の発生・拡大防止措置を講じる義務などが考えられるとされている。

このような学説の状況を受けてか、近年では業者に高度の注意義務を課す判決も出てきている。東京地裁平成21年10月1日判決<sup>35</sup>は被告マンション開発業者の注意義務について、「本件マンションの建築時点においては、(中略)建設に関与する専門業者であれば、ホルムアルデヒドを放散する建材を使用することに基づく被害の発生を予見し、その放散量が最も少ないF1等級の建材を選択することは当時においても十分可能であったということ

ができる。したがって、特段の事情がない限り、建物の建築に当たっては、ホルムアルデヒドの放散が最小限になるようにF1等級の建材を用いるべきであり、やむを得ずF2等級などホルムアルデヒドを多量に放散することが危惧される建材を用いるのであれば、少なくともそのような建材を用いていることを開示し、建物を購入する者の責任において購入の是非を選択すべき機会を付与するか、引渡前にホルムアルデヒド室内濃度を測定してその結果に応じて適切な対処をすべき法律上の注意義務を負う」とした。さらに、買主には十分な情報が与えられていないこと、開発業者には建材を選択する意思決定の自由があることなどから、「建材の選択によって発生した結果のリスクを被告に負わせることが、衡平の見地からみて相当である」とした。そして被告の過失について、「本件マンションが完成した平成12年3月31日の時点においては、建物内におけるホルムアルデヒド室内濃度に関する法規制はなかったとしても、ホルムアルデヒドはかねてから人体への影響が研究されていたのであり、ホルムアルデヒド室内濃度について厚生省指針値が設けられていたこと、ホルムアルデヒドの有害性、建材の選択とホルムアルデヒド放散量との関係は、いずれもマンションの開発業者であれば容易に知りうるものであることからすれば、等級の低い建材を使用した場合、高濃度のホルムアルデヒドが放散され、その結果ホルムアルデヒド室内濃度が看過できないほど上昇するという結果が発生し、その結果健康被害が生じることの予見可能性があったというべきである。また、前記のとおり、F1等級の建材のホルムアルデヒド放散量はF2等級の10分の1であって、仮にF2等級の建材を用いずにF1等級の建材を用いていれば、相当な蓋然性をもって結果の回避が可能であったということができる。したがって、被告には、本件マンションの開発にあたり、設計業者や施工業者に対し、設計業者や施工業者に対し、厚生省指針値に適合するようF1等級の建材を使用させなかったこと、若しくは原告に対し本件マンションがF2等級の建材を使用していること及びそのリスクを説明しなかったこと、また、完成後にホルムアルデヒド室内濃度を測定して適切な措置をとらなかったことについて過失があるというべきである」とした。<sup>36</sup>

本判決はシックハウスによる健康被害に対して初めて不法行為責任を認めたものとして耳目を集めめた。まず被告の注意義務について、専門業者としての知見・代替物の利用可能性を根拠に、より安全な建材を使う義務及びそれができない場合には情報提供義務を認めている点が注目される。代替物の利用可能性（物理的 possibility 及び経済的期待 possibility）が代替義務を導くという考え方とは、近時欧州で化学物質管理の原則の一つと考えられる「代替原則」の発想と軌を一にしており興味深い<sup>37</sup>。また過失の判断について、使用している建材や被害発生の可能性についての説明義務違反をもって、売主の過失を認定している点が示唆的と評価されている<sup>38</sup>。

## 5) 考察—新たな問題点

損害の発生については、「化学物質過敏症」といわれる症状の存在自体が争われることは少なくなり、もっぱら被害者の症状が「化学物質過敏症」に該当するか否かが争われるようになってきた。そして次に問題となってきたのが、第3節で扱う寝屋川廃プラ施設差止訴訟において顕著なように、被害者の主張する症状が他覚的所見を伴わない非特異的自覚症状のみである場合にそれが健康被害と認められない、あるいは因果関係の判断と関連

して、当該症状は「加齢」や「心因性の原因」によるものであり、化学物質の暴露と相当因果関係はないと判断されてしまう事案がでてきたことである。

因果関係については、シックハウスのように閉鎖系の環境における証明については一定の判断枠組み（時間的・場所的集中、他原因の不存在など）が確立してきている。他方で、次節以降で述べるような開放系の環境においてある施設から排出される化学物質に暴露し化学物質過敏症を発症するような場合には、原因物質の特定や暴露の事実の証明にも難点が多く、因果関係の証明は非常に難しい。さらに、原因と疑われている物質の有害性が未同定である場合には原告の訴訟活動は困難を極めることとなる。

この点については、高度に科学的な事柄を扱う従来の訴訟で行われてきたように、化学物質過敏症をめぐる訴訟においても因果関係について原告の立証責任を緩和することが求められる。近年、原子力発電所建設差止訴訟に代表されるような「予防的科学訴訟」といわれる訴訟群があり、これらの民事差止訴訟においては様々な形で因果関係についての証明責任の軽減等が行われている<sup>39</sup>。とりわけ「平穏生活権」の侵害のおそれがあるときには、原告がその相当程度の証明をした場合には、被告には合理的な安全性の確認義務が課されるべきであると主張されている<sup>40</sup>。化学物質過敏症訴訟は典型的な「予防的科学訴訟」とはいえないが、それでも科学的に解明しきれていない化学物質や症状について争われていることや、後述の杉並病原因裁判や寝屋川廃プラ施設差止訴訟のように施設の稼働に伴い周辺住民に健康被害が生じているようなケースもある。このような事案については、因果関係の証明責任について同様の考え方が妥当するのではないかだろうか。上記のような証明責任の軽減・分担は環境法の基本原則である予防原則からも支持されるものである<sup>41</sup>。

また、過失については、被告の予見可能性をどこまで遡らせることができるかが課題と指摘されている<sup>42</sup>。いつから被害が予見可能であったかという問題については、化学物質過敏症訴訟に限らず、じん肺やアスベスト疾患の被害者が国を相手に対策の遅滞を争う場合に問題となってきた。そうした判決においては法による規制が始まった時期を予見可能となった時期と認定するものが多い。泉州アスベスト国賠訴訟第一審判決<sup>43</sup>においては、アスベストの吸入により肺がん・中皮腫を発症することについて科学的知見が集積したとされたのは労働安全衛生法や労働安全衛生規則、特定化学物質等障害予防規則によりアスベスト規制が始まった時期であったし、建物吹き付けアスベスト事件差戻控訴審判決<sup>44</sup>においては、建築物の吹付けアスベストの暴露による健康被害の危険性及びアスベストの除去等の対策の必要性が広く世間一般に認識されるようになったのは、環境庁・厚生省が都道府県に対し、吹付けアスベストの危険性を認め、建築物に吹き付けられたアスベスト繊維が飛散する状態にある場合には、適切な処置をする必要があること等を建物所有者に指導するよう求める通知を発した昭和63(1988)年2月ころ<sup>45</sup>である。これらの判決の趣旨によれば、法による規律や、少なくとも行政指導などが発動されるようになってはじめて科学的知見が成熟したと判断しているように思われるが、そのような判断には疑問もある。なぜなら法規制が始まるよりずっと以前から学界や専門事業者、そして行政に携わる者の間では相当程度知見の成熟はみられていたはずであるからである。この点、前掲東京地裁平成21年10月1日判決が改正建築基準法の施行前に専門事業者の予見可能性を認めている点は重要である<sup>46</sup>。

また行為者の結果回避義務に関連して、化学物質による人体の健康被害が問題となる局

面では、ある特定の具体的結果を事前に予測して、それを回避するための具体的措置を講じることを行為者側に課すというよりは、むしろ、人体への被害発生の危険性が抽象的に疑われる段階で既に、被害の発生・拡大阻止のための予防措置を命令・禁止規範の形で立てることにより化学物質をみずから支配領域に有している者に対し、事前の配慮、初期段階での予防措置を法的に義務づけるのが望ましいとの主張があり、これは予防原則とその発想の基盤を共有するものであるといわれている<sup>47</sup>。たしかに予防原則の考え方からは、危険性について科学的な不確実性が残っている段階でも何らかの対応措置をリスク創出者に課すことが求められる<sup>48</sup>。一方で従来の判例は経済的に過度な負担を強いるような結果回避義務は認めておらず、そのような抑制は比例原則の観点からも必要である。一般的に予防原則に基づく措置も代替原則の観点から抑制されることからすれば、行為者に求められる結果回避措置も経済的期待可能性を考慮したものである必要がある。

以上のような新しい問題点を踏まえたうえで、従来よりも一步踏み出した判断を行った杉並病原因裁定を次節で検討し、化学物質過敏症をめぐる訴訟の一つの到達点を確認する。

## 2. 杉並病原因裁定の特徴とその射程

ここまで化学物質過敏症に罹患したとして損害賠償を請求するには数多くのハードルがあることを確認してきた。そのような状況下で、平成14年6月26日の公害等調整委員会裁定は因果関係について画期的な判断を行ったことで注目を集めた。本裁定については先行研究<sup>49</sup>も多くあるが、本稿では化学物質過敏症訴訟の文脈、及び次節で検討する寝屋川廃プラ施設差止訴訟との関係で、それがどのような特徴をもち、どこまでの射程を有するものかを検討する。

### 1) 事件の概要

東京都は平成8年に杉並区立井草森公園の東側に不燃ゴミ中継所を設置し、同年2月7日から試験操業を開始した。本中継所は、一般廃棄物中の不燃ゴミを江東区にある中間処理施設まで搬送する作業を軽減、合理化するために、小型収集車で集めたゴミをコンパクターによって圧縮処理し、大型コンテナ車に積み替える作業を行う施設である。これにより江東区へ向かう車両を年間約64000台減らすことができるため、自動車公害の緩和や財政支出の抑制につながることが期待された。

ところが、本中継所が本格稼働した同年4月1日の直後から周辺住民に喉の痛み、頭痛、めまい、吐き気、動悸などの健康被害を訴える者が続出した。そこで周辺住民は平成8年8月に東京都公害審査会に中継所の操業一時停止を求める調停申請を行った。しかし、調停手続の過程で申請人らと被申請人東京都との間で因果関係をめぐり意見が対立したため、公害等調整委員会（以下、公調委という）の原因裁定があるまで調停手続を休止することとし、平成9年5月21日に申請人ら18人が公調委に原因裁定の申請を行った。数々の調査を経て、平成14年6月26日公害等調整委員会裁定が下された。

## 2) 裁定の要旨

本裁定の要旨は以下の通りである。

①本件中継所周辺の大気の環境負荷要因としては、本件中継所から排出される空気のほかに、自動車排出ガス、井草森公園の防腐剤、残留農薬、汚染土壌などが考えられるが、いずれも平成8年4月以降に新たな負荷を及ぼしたという状況は認められない。

②本件中継所においては大気環境が汚染されるのを防止するため、排気系においては、活性炭処理を施して排気するシステムを採っていたが、換気系においては、このような保全措置は採られなかった（換気系に活性炭フィルターが設置されたのは平成9年3月であった。）

③杉並区が行った調査の結果、健康不調を訴えた者の数は、平成11年末までで121人に上っており、平成8年4月から8月までに発症したと訴えた者は、本件中継所周辺に集中し、その数は、毎月7人から12人で合計45人に達しているが、同年9月以降の状況は、時の経過とともに地理的には分散するようになり、平成8年4月から同年8月までの発症状況とは明らかに異なるものと認められる。申請人らが平成8年4月から同年8月ころに生じた健康不調の内容は、一部の者を除き、上記周辺住民の健康不調と同質のものであったと認められる。

④周辺住民や③で認められた申請人らの健康不調の発生が本件中継所の周辺に集中し、しかも、その時期が本件中継所の試運転を含む操業の時期と一致しているという事実からみれば、他に特段の事情が認められない限り、③で認められた申請人らの被害については、本件中継所が原因施設であり、その操業に伴って排出された化学物質がその原因であったと推認するほかはない。そして、この推定を覆すに足りる証拠がない場合、この因果関係は肯定されるものと解すべきである。

⑤専門委員調査報告書によれば、本件中継所排気から周辺大気環境に影響を及ぼすほど高濃度の化学物質は排出されていないことが認められるが、この調査は平成8年7月30日以降の測定結果について評価したものであり、換気系に活性炭フィルターが設置されていなかったのであるから、この間に健康に影響を及ぼす化学物質が排出されていなかつたと認めることはできず、④の推定を覆す特段の事情があったとはいえない。換気系に活性炭フィルターが設置されていなかつたことを軽視することはできないというべきである。

⑥被申請人は、同様の処理をする他の中継所の職員や周辺住民、本件中継所の職員に健康被害が生じていないこと等を理由に、本件中継所排気は住民の健康不調の原因ではない旨主張するが、現に本件中継所周辺の住民に健康不調が発生したのであるから、④の推定を覆す事情には当たらない。

⑦本件中継所の操業開始から平成8年7月中旬までの床排水を直接放流していた期間は、未処理の排水に含まれていた硫化水素等が住宅内の配管や道路上の雨水枡から放出されたものと推認でき、これは④の推定の裏付けとなり得るものである。ただし申請人らの症状は硫化水素の毒性だけで説明できないものがあるから、硫化水素だけに原因を限定できないことはいうまでもない。

⑧杉並区が平成11年5月7日実施したアンケート調査は、疫学調査としての限界はあるものの、その結果からは、調査時以前1年以上3年未満（平成8年5月から平成10年5

月)の間に本件中継所付近で健康に影響を与える何らかの状況が発生したことが明らかであり、この事実は前記④の推定に沿うものといえる。

⑨平成8年9月以降の発症状況及び大気環境については、区アンケート調査においても改善傾向がみられ、新たな訴えは著しく減少している。また、床排水や換気系においても新たな設備が施されたのであるから、大気環境は改善されたものというべきである。

⑩申請人らは症状の継続を主張し、これらの症状は、低濃度であっても化学物質に暴露されることによって引き起こされる化学物質過敏症や広義の化学物質アレルギーによるものである旨主張するが、化学物質過敏症については、国内外において、症名の共通の定義や診断基準はなく、あっても客観的な基準でないため、正確な把握ができず、現時点ではその病態生理と発生機序は未だ仮説の段階にあり確証に乏しいことが認められることから、現時点における科学的知見のもとでは、申請人らの症状の病因をこれらの疾患概念等によって説明することは困難である。したがって、申請人らの平成8年9月以降の健康不調については、その原因が本件中継所の操業に伴って排出された化学物質によるものか否か不明というほかはない。

⑪したがって、上記③で認定された申請人について、平成8年4月から同年8月ころに生じた被害の原因是、本件中継所の操業に伴って排出された化学物質によるものと認められ、その余の申請及びそれ以外の申請人の申請は、いずれも理由がないから棄却する。

⑫当委員会の意見を述べる。化学物質の数は2千数百万にも達し、その圧倒的多数の物質については、毒性をはじめとする特性は未知の状態にあるといわれている。このような状況のもとにおいて、健康被害が特定の化学物質によるとの主張、立証を厳格に求めるすれば、それは不可能を強いることになるといわざるを得ない。本裁定は、原因物質の特定ができないケースにおいても因果関係を肯定することができる場合があるとしたものであるが、今後、化学物質の解明が進展し、これが被害の救済に繋がることを強く期待するものである。

### 3) 特徴と射程

本裁定は化学物質過敏症やシックハウス症候群が社会問題化しつつあるなかで、原因物質及び健康被害との因果関係が不明なケースを取扱ったものとして注目された。前節で検討した訴訟群及び次節で検討する寝屋川判決との関連では、以下の点が特徴として挙げられる。

まず健康被害の認定について、健康不調者が集中した平成8年4月から8月までと、地理的に分散し始めた同年9月以降とを区別して判断しており、前者についてのみ本件中継施設との因果関係を認め、後者については申請を棄却した。棄却された申請人らは化学物質過敏症への罹患を主張したが、裁定はこれについて否定的な見解を示し、健康不調の原因を不明とした(要旨⑨⑩)。しかし、第1節2)でみたように、同時期に出された判決では、「化学物質過敏症」と考えられる症状を否定することではなく、医学的に未解明な点が多いことは損害の事実認定を妨げるものではないとしている。化学物質過敏症の一形態であるシックハウス症候群の原因物質について指針値の設定や規制が始まったのも同時期であることに鑑みると、本裁定のこの部分については検討が不十分であるといわざるを得ない。ただし、他覚的所見を伴わない非特異的自覚症状を中心とした症状を主張する申請人の健

康不調も中継所を原因とする健康被害と認めている点は評価される。

そして、最も重要なのが因果関係の推認をしている箇所である。本裁定においては、他に原因と考えられる施設はあるものの平成8年4月から突然環境負荷が増大したとは考えられないこと（要旨①）や本件施設の換気系に活性炭フィルターが設置されていなかったこと（要旨②）、施設が試験操業を開始した直後に施設周辺で健康不調者が集中したこと（要旨③）などから、本件施設と申請人らの健康不調につき因果関係の推認（事実上の推定）がなされた（要旨④）。場所的・時間的集中という要素は従来も因果関係の認定において重要な要素であったが、これをもって因果関係の推認を行ったことは本裁定の一番の特徴である<sup>50</sup>。そして、高濃度の化学物質が排出されていないこと（要旨⑤）や、施設職員に健康被害が生じていないこと（要旨⑥）は推定を覆す事実足り得ず、硫化水素を含む排水が未処理で直接放流されていたこと（要旨⑦）や、疫学調査としては不十分な点のあるアンケート調査（要旨⑧）は推定を補強する事実とされているのである。

これらの要素を抽出すると、原因物質が特定できなくても、①被害の時間的・場所的集中、②他原因が大きな負荷を加えていないこと、③設備や対策の不備、などがあれば因果関係の推認が行えるとの判断枠組みを示したものといえる。

また学説においては、本裁定により化学物質過敏症及びシックハウス症候群における因果関係判断の基本的なスキームが明らかになったとするものがある<sup>51</sup>。それによれば、具体的な化学物質の種類やその量を特定することはできないものの、対象物件の使用の態様・経緯、統計資料・データ等から、人体にとってその性質上有害性のある多種類かつ相当多量の化学物質の暴露を受けたことを推認することができる場合があり、化学物質の発生源として他の機器・物件等が考えられるとしても、この推認がされる場合には、被告の側で他の原因を特定して立証活動を行うべきである、とされる<sup>52</sup>。

本件はあくまでも公害等調整委員会の原因裁定であることから、今後訴訟においてそのままの形でこの判断枠組みが利用できるかは検討の余地がある。しかし、委員会の意見として述べているように、本裁定は化学物質による健康被害の証明をめぐる難しさを適切に捉え、開放系環境において化学物質による健康被害が生じた場合に因果関係を推認するための一定の枠組みを示したことは評価されるべきであると考える。

なお、被申請人の側でも早期に操業の一時停止をしていれば、本件中継所が原因でないことが証明できたのであり、化学物質の解明が進展していない現在、できるだけ早期の段階で、原因を疑われる施設の操業を一時停止することが、原因の究明と被害者救済のために必要であるということも指摘されている<sup>53</sup>。

以上のような本裁定の到達点を踏まえたうえで、次節では寝屋川廃プラスチック施設操業差止訴訟を検討する。

### 3. 寝屋川廃プラスチック施設操業差止訴訟

#### 1) 事件の概要

大阪府寝屋川市東部地域において、株式会社リサイクル・アンド・イコール社（以下、イコール社という）は平成16年9月に廃プラスチックの再商品化施設を建設した。イコー

ル社は容器包装リサイクル法（以下、容り法という）における再商品化事業者であり、同施設は容り法に基づき設置されたもので、再商品化適合物のみを扱っている。北河内四市リサイクル施設組合（以下、四市組合という）は、枚方市、寝屋川市、四条畷市及び交野市の四市により設置された地方自治法上の一  
部事務組合であり、自ら設置する「リサイクルプラザかざぐるま」において、北河内四市がそれぞれ収集した一般廃棄物のうち、容り法に規定するペットボトル及びプラスチック製容器包装廃棄物（以下、廃プラという）を受け入れてこれを選別・圧縮・梱包し、特定事業者又は指定法人に引き渡す業務を行っている。

原告らは大阪府寝屋川市の東部地域に居住又は勤務している者である。原告らは、四市組合の廃プラ中間処理工程及びイコール社の再商品化処理工程において、有害化学物質、特に揮発性有機化合物（以下、VOC という<sup>54)</sup>）の排出により健康被害が発生し、又は将来発生する蓋然性があるとして、人格権に基づき本件二施設の操業差止を求めた。

## 2) 大阪地裁平成 20 年 9 月 18 日判決<sup>55)</sup>

第一審において主な争点となったのは、①本件イコール社施設から排出される VOC 等によって、原告らに受忍限度を超える健康被害が発生したか、②本件四市組合施設から排出される VOC 等によって、原告らに受忍限度を超える健康被害が発生したか、発生する蓋然性があるか、③本件イコール社施設、本件四市組合施設、第二京阪道路等の施設から排出される VOC 等の複合汚染によって、原告らに受忍限度を超える健康被害が発生したか、発生する蓋然性があるか、である。

判決はまず差止請求の判断基準について、「身体に対する侵害については、人格権侵害として、物権的請求権に準じて妨害予防請求権及び妨害排除請求権が認められると解することができるが、差止請求の場合においては、相手方の社会経済活動を直接規制するものであって、その影響するところが大きいものであるから、排出物による侵害行為がすべて当然に違法性を有するというべきではなく、社会の一員として社会生活を送る上で受忍するのが相当といえる限度を超えているということによって初めて違法性を有するというべきである」とし、「受忍限度の判断としては、侵害行為の態様とその程度、被侵害利益の性質とその内容、侵害行為のもつ公共性、発生源対策等の事情を総合的に考慮して判断する必要がある」として、従来通りの考慮要素を用いて受忍限度を判断基準にすることを明確にしたうえで、それぞれの争点について以下のように判断した。

①については、（ア）有害化学物質の発生、（イ）有害化学物質の原告らへの到達・暴露、（ウ）原告らの健康被害の発生（因果関係を含む。）に分割し、そのそれぞれにつき、原告・被告双方が提出した調査結果等の証拠としての信用性、信頼性を検討しつつ判断するとして、以下のように判断した。まず（ア）有害物質の発生については、被告の測定調査は通常の操業状況を反映したものではないことを認めながらも、調査項目・測定地点の選定には合理性があり、その調査結果によれば「施設の操業により何らかの化学物質が発生していることは窺えるものの、それ以上に、本件イコール社施設から人の健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が発生しているとまで認めるることはでき」ないとした。さらに（イ）到達・暴露については、他に化学物質の発生源となり得る施設が全く存在しない訳ではないこと、被告の調査結果によれば本件施設から排出される化学物質は原告らに到達するま

でには十分なほどに希釈されると推認することができること、府市合同調査の結果によれば調査した項目についてはいずれも環境基準値を大幅に下回る濃度数値であったこと、などから、「本件イコール社施設からの人の健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が排出されていることを認めるに足りる的確な証拠はなく、また、原告らが有害化学物質に曝露（原文ママ。以下引用箇所につき同じ。）していることを認めるに足りる的確な証拠が存在せず、むしろシミュレーションモデルにおいては、拡散希釈によって、原告らへの到達量はその排出量に比べて著しく減少していると考えられ、さらには、実際にも、原告らへの到達を認めることが困難であるとする調査結果が存在するのであるから、到達・曝露に関する原告らの主張も採用することができない」とした。原告らは本件地域では接地逆転層が形成される可能性があり、その場合一般的な拡散モデルで予測評価することは困難であると主張したが、それを認めるに足りる的確な証拠は存在しないとして採用されなかった。そして（ウ）健康被害の発生については、原告側から提出された津田疫学調査は本件イコール社施設を中心として同心円上に存在する地域の集団を調査・解析の対象としていないこと、同施設の従業員において健康被害が発生していないという事実に説明が加えられていないこと、津田疫学調査が基礎としたアンケート調査は恣意的な選択と疑われるかねない方法で行われており信用性に疑問が生じること、などを理由に信頼性がないとした。そして原告らの主張する健康被害は各人の愁訴のみであり、いずれの者についても客観的検査等が行われた形跡が存しないこと、加齢や心因性の症状である可能性も否定できること、などを理由に、原告らの症状を「本件イコール社施設由来の化学物質により生じた健康被害であると認めるることは困難である」としてこれを否定した。

そして、侵害の程度は証拠上小さいものといわざるを得ない一方で、マテリアルリサイクルは見直しの機運はあったものの現状においても優先性は維持されており公共性を有するものであること、本件イコール社施設の建設について行政上の諸手続に違法性は認められないこと等を総合考慮すれば、受忍限度をこえる侵害があった、又は、その蓋然性があるとまでは認められないとした。

そして、②及び③についても①と同様に、健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が排出されているとはいわず、原告らに有害化学物質が到達・暴露していると認めるともできないのであるから、原告らの主張は採用できないとして請求を棄却した。

### 3) 大阪高裁平成23年1月25日判決<sup>56</sup>

一審原告らは判決を不服として控訴したが、大阪高裁も原告らの請求をいずれも棄却した。控訴審判決は原審の判断をほとんど追認したものであるが、補足的判断として示された部分に注目すべき箇所がある。原告・控訴人らは一審から、潜在的リスクがあるものの規制と対策が放置されている未知物質、調査・測定の対象とならなかった種類のVOCの存在を指摘し、それが健康被害の発生に結びついていると主張してきた。この点につき大阪高裁は、「本件施設から排出されているVOCの中に、いまだ科学的に毒性が解明されていない未同定物質や非規制対象物質が多く含まれていることをもってただちに健康リスクに結びつけて立論することは、規制行政の取扱やVOC排出業者の自主的管理の在り方としての議論としてはあり得ても、それをもって科学的根拠もなく事業活動の差止め請求の根拠にできないことはいうまでもない。たしかに、事業活動に伴い非

意図的に生成される化学物質による大気汚染問題も、わが国における現下の環境問題としてゆるがせにできないし、次々に新たな化学物質の危険性が顕在化してきた歴史や、その複雑・多様性にかんがみれば、そのような未同定物質等が毒性の検証を経ないまま大気中に放出されるということから抱かれる一般的の危惧は避けられない」として、化学物質の規制にかかる問題点に理解をみせ、未同定物質や非規制対象物質を自主的管理の対象としていく議論の可能性を指摘した。しかし、その一方で、環境基準は、「有害性の証明された物質に限定して、その利用や排出を規制する指標としての役割を果たしているというものの、膨大な数に上る化学物質全部について厳密なリスク分析に至っていない状況下、向後の科学的な調査研究の進展に即して、環境基準等の設定されていない非規制対象物質等についても、新たな規制対象とするなど不断の検討推進が必要であることを明示していて、今後も、動物実験等の生物学的検討、汚染度の異なる地域についての疫学的調査、経験的に証明されている物質の有害濃度、労働衛生上の許容度等を総合勘案して、確立した科学的知見の到達点を基礎として、危険性の有無、程度等を勘案して検討していくことが予定されているものである。未同定物質はもとより、非規制対象物質の全部については、いまだこのような検討が加えられておらず、あるいは検討の対象とされていないのであり、したがって、VOCの排出がある限り、将来有毒性が顕在化したときは取り返しのつかない被害が発生するとの抽象的な危険論を根拠に、排出側で未同定物質や非規制対象物質の安全性を反証しない限り危険性が推認されるとの控訴人の立論は採用できない」と結論づけた。そして控訴人らの提出した意見書が指摘してきた非規制対象物質は、現下の科学的知見に基づいても環境指針値、室内環境指針値のいずれも設定されておらず、危険性（健康リスク）評価の定まっていない物質といわざるを得ない、とした。

#### 4) 考察

本件では一審、二審を通じて侵害行為、損害の発生、因果関係のいずれも認められず、過失については判断されなかった。両判決にはこれまでの化学物質過敏症をめぐる一連の訴訟の到達点から逆行するように思われる点がある。

まず侵害行為の存在、すなわち有害化学物質の発生について、本件施設における廃プラの加工過程においてベンゼンなど有害性が既知のものとされている物質が環境基準や指針値を上回る濃度で存在していることは一審二審とも認めている。しかし原審では、VOCの総量が一定限度を超えたからといってただちに人の健康に影響を及ぼす程度の化学物質が排出されている危険性があるとはいえないとした。

このような判断方法、あるいは控訴審判決が非規制対象物質は環境基準の検討対象にもなっていないことを理由に原告らが主張する VOC の危険性を「抽象的な危険論」と断じている点については、「基準主義の過誤」あるいは「基準値の神格化」という批判が当てはまろう。前者は基準主義に固執することで問題解決が阻害されてしまう事態をいい、後者は制度化された基準値が絶対視され、基準値以下であれば安全のごとく扱われてしまう事態を示している<sup>57</sup>。化学物質のリスク評価はそれ自体に技術的限界があり常に科学的不確実性を伴うこと、また膨大な数にのぼる化学物質すべてについて詳細なリスク評価を行うのは事実上困難であることからすれば、既に設定された基準値も常に再検討していく必

要があるし、基準値が設定されていない物質の安全性に疑義が生じた場合にはまずそのリスク評価をすることが予防的なリスク管理のために求められる。裁判所は公法上の基準を参考にしつつも自ら判断することに社会的意義があるとの指摘もあり<sup>58</sup>、基準を大幅に超過していない、あるいは基準が設定されていないからといって直ちに人の健康に影響を及ぼす危険性がないと判断することはできないというべきである。

次に、原審は健康被害の存在と因果関係の存否を一体的に判断し、健康被害が各人の愁訴にすぎないことから原告らの症状が本件施設から生じたものではないとした。また、健康被害の存在を示すために原告側が提出した津田疫学調査を、同心円上での調査・解析が行われていないことや従業員に健康被害が生じていないことに説明が加えられていないことなどを理由に信頼性に欠けるとした。しかし、杉並病原因裁判では他覚的症状を伴わない非特異的自覚症状も中継所を原因とする健康被害と認定した。また、疫学調査としては不十分な点もあるとされたアンケート調査も因果関係の推定を補強する事実とされたり、施設の従業員に健康被害が発生していないという事実は推定を覆す事実足り得ないとされた。さらに科学者の中には同心円上での疫学調査は科学的調査が成立するかどうかの要件ではないと指摘するものもある<sup>59</sup>。さらにいえば、有害な化学物質が存在しているという事実は今までの判例の流れからみれば因果関係を認定するのに肯定的な要素となつたはずである。

他方で、被告側で行われた調査は通常の操業状態を反映させたものではないことは認めながらも、なぜその調査結果をもって健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質の排出は認められないと結論づけることができるのかについての合理的な説明は判決文からは読み取れない。

以上のように、本件は一連の化学物質過敏症訴訟及び杉並病原因裁判の流れをくむものではなく、従来の民事差止訴訟における判断過程に則ったものといえるだろう。確かに原告側の証明には不完全な点があることは否めない。とりわけ、被害が場所的・時間的に集中して発生したことが判決で認められなかったことが、棄却判決となった最大の要因であったと考えられる。しかし化学物質過敏症をめぐる訴訟や裁判が化学物質を原因とする健康被害の特徴を的確に捉えて築いてきた判断枠組み、とりわけ杉並病原因裁判における判断枠組みを本件においても活かす余地があったのではないかだろうか。すなわち、有害物質の一定量以上の発生、不十分な調査、対策の不備（イコール社施設が四市組合施設に比べて排気対策が不十分であったことは認定されている）などの事実は認められているのであるから、これらの事実から原告らの症状との因果関係を推認し、被告に反証を求めるとする余地がなかっただろうか。あるいは、本件において平穏生活権を主張し、合理的な不安・恐怖感から相当程度の可能性でこれを侵害されていることを証明するという方途はなかっただろうか。

なお、両判決では杉並中継所周辺で起きた健康被害との比較について、杉並中継所における処理の対象物一般不燃ゴミ全般であり、本件施設の処理対象物はプラスチック製容器包装廃棄物のうち、再商品化適合物に合致する廃プラのみであることなどから、両者を単純に比較することはできないとした。しかし、杉並中継所に搬入されていた不燃ゴミもその大部分はプラスチックであり、プラスチックの圧縮により生じる化学物質が問題となっていたのであって、両者の差異をそれほど強調すべきかについては疑問がある。

また、控訴審判決ではその補足的判断において、毒性の検証されていない物質が大気中に排出されることについて一般的危惧が抱かれることは避けられないとした。この点については、第1節で述べたように、危惧感があればそれを打ち消すための注意義務が事業者に課されるべきだとの主張が学説や実務から出されていることを付言しておきたい。

原告らは控訴棄却判決を受けて公害等調整委員会に原因裁定を申請し、平成24年1月25日に受理されており、現在も係属中である。

### おわりに

本稿では1990年代から増加した化学物質過敏症をめぐる訴訟について、特に不法行為責任を問う場合に重要な要素を中心に検討を加えてきた。いくつかの事件において画期的な判断が下されるようになっている一方で、依然として各要件の証明には困難が伴い、その多くは克服されていない。本文において述べてきたように、他覚的症状を伴わない非特異的自覚症状も時間的・場所的集中といった条件を満たせば損害と認めていくことや、有害物質の存在や被害の集中、対策の不備といった事実に基づき因果関係の推認を認めていくこと、高度かつ多様な注意義務を介在させることで過失の認められる余地を広げていくことなどが被害を救済するために提示し得る道筋である。確かに、なぜ化学物質過敏症訴訟においてのみ証明の緩和が行われるべきかと問われれば、その問への明確な答えは存在しない。これはかつて公害事件において因果関係の証明度の緩和を唱えた蓋然性説に対し、なぜ公害事件においてのみ証明の緩和がされるのかと問われたことと同様である。他方で、刻々と変化する環境問題、被害の態様に法が硬直的であって良い理由も存在しない。化学物質過敏症は一旦発症すると日常生活にも支障をきたしてしまうものである一方で、外部からはその症状が分かりにくく、被害者は症状とともに周囲の無理解にも苦しむことになる。このような非常に現代的な疾病に対して法はどのようなアプローチで臨むべきかを不斷に検討し続けていく必要があると考える。

### 註

- 1 化学物質過敏症については以下を参照。石川哲『化学物質過敏症ってどんな病気』(合  
同出版・1993年)、宮田幹夫「化学物質過敏症—化学物質が人間の健康に及ぼす影響」  
環境会議 春号 2011。
- 2 この頃の判例の動向に関しては、秋野卓生「シックハウス訴訟にまつわる法的問題点」  
NBL No. 757 (2003年)、同「最近のシックハウス訴訟判決—東京地判平成17・12・5  
を契機として」NBL No.831 (2006年)、長坂純「シックハウスによる健康被害とその  
法的保護」法律論叢第79巻第6号 (2007年) 参照。
- 3 判例時報 1642号 117頁。
- 4 裁判所 HP 参照 (平成9年(ワ)2210号)
- 5 ただし唯一の原因ではないとする。

- 6 裁判所HP参照（平成18年（ワ）1566号）
- 7 判例時報1914号107頁。濃度が行政水準を相当程度超えており、本件建物の備えるべき品質を備えていないとして、瑕疵担保責任を肯定し、売買契約の解除および信頼利益の賠償を認定したが、シックハウスによる健康被害の損害賠償を認めたものではない。
- 8 判例タイムズ1340号177頁。
- 9 判例時報1959号3頁。
- 10 判例タイムズ1228号207頁。
- 11 労働判例952号77頁。
- 12 判例時報1965号102頁。
- 13 判例時報2172号30頁。
- 14 判例時報2165号128頁。
- 15 能見善久「製造物責任についての一考察 東京地判平3・3・28を契機として」NBL No.474(1991年)
- 16 河野弘矩「噴霧式の家庭用カビ取り剤の使用による健康被害について、製造者の不法行為責任が認められた事例—ジョンソンカビキラー事件」判例時報1394号184頁（判例評論393号22頁）。
- 17 前掲註15)能見8頁。
- 18 なお、シックハウス症候群の原因と考えられているクロルピリスとホルムアルデヒドの技術的基準を定めた改正建築基準法は平成15年に施行された。
- 19 大川康平「シックハウス」中野哲弘=安藤一郎編『新・裁判実務体系27 住宅紛争訴訟法』(青林書院・2005年)196頁、は同判決を参考しつつ、医学的に未解明の点があるとしても法的にシックハウス症候群として認定することは妨げられないというべきとする。
- 20 前掲註15)能見9頁。
- 21 前掲註2)長坂82頁、前掲註19)大川196頁。
- 22 神戸地裁平成17年4月28日判決参照。
- 23 LEX/DB文献番号25500069
- 24 新美育文「ジョンソンカビキラー健康被害控訴審判決における因果関係論」NBL No.556(1994年)、升田純「製品事故による化学物質過敏症と販売者の責任—東京高判平成18・8・31」NBL No.866(2007年)
- 25 前掲註24)升田29頁。
- 26 前掲註24)新美15~16頁。
- 27 判例集未搭載。前掲註2)秋野(2006年)47頁による。
- 28 前掲註2)秋野(2006年)50頁。
- 29 潮見佳男「化学物質過敏症及びシックハウス症候群に関する法律上の取扱い及び訴訟等の状況(抜粋)」公害等調整委員会事務局「化学物質過敏症に関する情報収集、解析調査報告書について」所収 ちょうせい第52号19頁(2008年)
- 30 宮澤俊昭「分譲マンションの居住者が化学物質過敏症に罹患したことについて開発業者に不法行為責任が認められた事例」速報判例解説vol.9(2011年)

- 31 後掲註 37) 松本 84 頁参照。なお、客観的に法令に違反していないことが、逆に違法性・過失を否認するための重要な根拠となりうるとの指摘については、前掲註 19) 大川 197 頁参照。ただし建築基準法を遵守されているかをチェックすることは必要だが、これを遵守しても被害者が出ないという保証はないということが指摘されている。中島宏治「シックハウス問題の経過と法的問題」月刊司法書士（2003 年 10 月）15 頁参照。
- 32 本件建物は平成 8 年 9 月 30 日に着工し、平成 10 年 3 月 25 日に完成、原告らは平成 9 年 1 月 15 日に本件マンションの住戸を買い受けた。本件マンションの床材には当時の JIS 規格 E2 相当のパーティクルボード（第 1 種ホルムアルデヒド発散建築材料）が含まれていた。この床材は平成 14 年 7 月に成立し平成 15 年 7 月 1 日に施行された改正建築基準法等により、化学物質過敏症を防止する見地から居室の床の仕上げに使用することが禁止された。なお、ホルムアルデヒドの有害性は平成 7 年ころからは広く一般に指摘されていたことは認定されている。
- 33 前述の通り、厚生省の指針値は平成 9 年に策定されており、ここで判決文が「提案」としているのは誤り。なお、本判決が指針値の策定された年を平成 12 年と誤解しているのは本文からも明らかである。同様の指摘は、神山美智子「化学物質被害の立証責任」淡路剛久他編『公害環境訴訟の新たな展開』（日本評論社、2012 年）253 頁。
- 34 前掲註 29) 潮見 19 頁。
- 35 LEX/DB 文献番号 25463720
- 36 なお、室内の化学物質と原告の症状との因果関係については、ホルムアルデヒドの放散、原告が原因物質と接近していること（場所的要因）、接近の時期と発症の時期が近接していること（時間的要因）、他原因が存在しないこと、存在したとしても室内における接近が最も長いこと、などを理由にこれを認めた。さらに住宅の瑕疵については、築後 8 年を経過した時点においてなお厚生省指針値に近いホルムアルデヒドが検出されていることから、入居時のそれは指針値を大幅に超えるホルムアルデヒド濃度となっていたことを相当の蓋然性をもって推認することができ、この点で瑕疵があると認められた。
- 37 代替原則については、拙稿「欧州における化学物質にかかる予防的法制の最新動向—予防原則と代替原則の観点からの検討」法研論集 149 号（2014 年）参照。
- 38 松本克美「新築マンションの買主が当該マンションの建材から放散されたホルムアルデヒドによりシックハウス症候群、化学物質過敏症に罹患したことに対して、マンションの売主の不法行為責任に基づく損害賠償請求が認容された事例（東京地判平 21・10・1）」現代消費者法 No. 8 (2010 年)
- 39 「予防的科学訴訟」は①施設の稼働の結果生ずる環境を通じた影響についての科学的知見が不明確であること、②当該影響がいったん発生すると不可逆または深刻な損害を発生させることがあること、③上記の科学的知見についての証拠が偏在していること、④施設が稼働前であること、の四つが特徴とされる。詳しくは、大塚直「予防的科学訴訟と要件事実」伊藤滋夫編『環境法の要件事実』（日本評論社・2009 年）139 頁以下を参照。
- 40 前掲註 38) 大塚 148 ~ 149 頁。このような考え方は過失の判断時にも参考になると思われる。なお、平穏生活権については以下も参照。須加憲子「高度な危険性を有する（バ

イオハザード）研究施設による「不安感・恐怖感」と「平穏生活権」について一国立感染症研究所実験等差止事件を契機としてー」早稲田法学78卷1号（2002年）

41 前掲註38) 大塚150頁は、環境法における予防原則の展開は民事訴訟における証明責任、要件事実の展開を促すものとなり得ることを指摘する。

42 前掲註31) 中島15頁。

43 大阪地裁2010年5月19日判決（判例時報2093号3頁）。

44 大阪高等裁判所平成26年2月27日判決（LEX/DB文献番号25503098）。

45 なお、1989年には大気汚染防止法改正により土地敷地境界で1リットル当たり10本というアスベスト濃度規制が導入された。

46 この点に関連して、瑕疵担保責任が問われた事例において、契約締結時に法令等による規制がなかったとしても、科学的知見があった場合には、契約締結時の取引慣行とは別に当事者が最善の注意を払わなければ、契約締結時に瑕疵があったとみられる場合が生じ得ることについて、以下を参照。大塚直「土壤汚染に関する不法行為及び汚染地の瑕疵について」ジュリスト1407号（2010年）75頁。

47 前掲註29) 潮見20頁。

48 「リスク創出者」に義務を課す考え方について、大塚直「未然防止原則、予防原則・予防的アプローチ(6)—今後の課題(2)」法学教室290号（2004年）89～90頁、前掲註38) 大塚150頁、拙稿「欧洲REACH規則による予防原則の発現形態(2・完)」早稲田法学会誌第59卷2号（2009年）254～255頁参照。

49 南博方「杉並病と公調委の原因裁定—新しい視点に立つ因果関係論」ジュリスト1230号（2002年）、矢作友行「不確実性下における判断の過誤—杉並病問題を事例に—」環境社会学研究(10)（2004年）

50 ただし、本裁定の因果関係論については、公害訴訟を通じて形成された疫学的因果関係論の立場に立つものではなく、また、その延長線上にあるものということはできないとも指摘されている。前掲註48) 南5頁参照。なぜならば、疫学的因果関係の方法を採用する場合にも、①原因物質の特定と②その原因物質が排出者の行為に起因していることは立証されなければならないからである。

51 前掲註29) 潮見17頁。

52 その他にも、①被害者の健康被害が「化学物質過敏症」・「シックハウス症候群」に該当するか否かはともかく、問題の対象物件から発生した化学物質によって生じたものであれば足りる。②同種環境の下での再現実験において原因物質となりうる化学物質を採集できれば、対象物件から当該化学物質が発生しているということができる、などが判断スキームに挙げられている。前掲註29) 潮見17頁。

53 前掲註48) 南5頁。

54 VOCは浮遊粒子状物質の原因物質であり、光化学オキシダントの原因物質でもあることなどから、2004年から大気汚染防止法によって排出抑制対策が導入されている。ただし排出規制の対象となるのは①塗装施設及び相互の乾燥・焼付施設、②化学製品製造における乾燥施設、③工業用洗浄施設等9種類の施設のみであり、それ以外の施設設置事業者には自主的な取組みによる排出削減を求めるにとどまっている。

55 判例時報2030号41頁。

- 56 LLI/DB 判例秘書登載（平成 20 年（ネ）2736 号）
- 57 前掲註 48) 矢作 121 頁。
- 58 前掲註 38) 大塚 152 頁。なお、註 31 も参照のこと。
- 59 長野晃「寝屋川廃プラ公害裁判に見る司法の科学リテラシー —判決についての批判的考察」日本の科学者 47 卷 11 号（2012 年）

Received date : May, 7, 2014

Accepted date : July, 2, 2014